

基本計画に掲げる目標に対する評価（案）

1. 水質保全等に関する目標に対する評価

1. 1 水質保全等に関する目標全般に対する評価

○論点

(温暖化の影響)

- 瀬戸内海でもナルトビエイによる貝類の捕食が問題になるなど、温暖化の影響が生じており、温暖化の問題を一つの観点として加えるべきとの指摘がある。

(場のとらえ方)

- 瀬戸内海の中で、大阪湾は特異な水域であり、特有の問題もあるので、これを区別して整理してはどうかとの指摘がある。
- 各府県の水域の一連のつながりの中で基準が設定されていることを理解した上で、各府県の取組が行われるべきとの指摘がある。
- 海洋基本法により新たに打ち出された「沿岸域の総合的な管理」という概念は、瀬戸内海の環境保全とも密接に関連し重要との指摘がある。

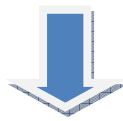
(目指すべき海域環境の将来像)

- 各海域の特性に応じた健全な生態系の確保や利水障害の解消に向け、各海域の利用形態に応じた中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにし、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要があるとの指摘がある。(前回の水質保全等に関する目標①の論点)

(データ収集・調査研究)

- 各海域の環境変化を定量的に把握するためのデータが不十分であり、特に底質、底層D O、有用魚種以外の生物、干潟・藻場・浅場等の生物の生息にとって重要な場に関するデータの充実が求められているとの指摘がある。(前回の水質保全等に関する目標①の論点)
- 生態系変化のメカニズムが分かっておらず、その解明のためには総合的な研究を今後行っていくべきとの指摘がある。(前回の水質保全等に関する目標②)
- 生物の多様性については、現況を把握するための調査もまだ十分に行われていないとの指摘がある。
- 大型工事の環境影響評価に際しては、魚類を含めて事前と事後にかなりの環境の影響評価が行われおり、このような情報をもっと集めて活用すべきとの指摘がある。

- 指標の検討に必要な生物等のデータについては、国の指示などのやるべき根拠がないと、地方環境研究所で独自に調査することは困難な状況にあるとの指摘がある。
- 生物の多様性に関しては、環境省の中での縦割りとならないよう、自然環境局と連携して取り組むことが重要との指摘がある。
- 埋立等の直接的な地形改変だけではなく、河川から供給される土砂の海に入ってからの影響など、流砂系について何が起きているかを把握することが必要との指摘がある。
- 地形改変の影響については、各海域についてシミュレーションを行うことにより見ていくことが考えられるとの指摘がある。



○評価

様々な施策が展開されてきた結果、各々の目標に関しては一定の成果が得られているものの、依然として赤潮、貧酸素水塊の発生が見られ、生態系の劣化が問題になるなど、特に生物の生息環境の保全という観点からは更なる取組が必要な状況となっている。

瀬戸内海は多様な湾灘が連続した海域であることから、健全な生態系の確保や利水障害の解消に向けた個別の取組を実施するにあたっては、各海域の特徴や利用形態に応じたものとする必要がある。そのため、各海域において中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにした上で、海洋基本計画に位置付けられた「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえた効率的で統合的な対策を検討し、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。

しかしながら、その前提となる海域の環境変化を定量的に把握するために必要な底質、底層 D0、有用魚種以外の生物、生物の多様性、生物の生息上重要な場等に関するデータ及び調査研究が不十分であることから、国の適切な関与のもと関係機関が協力し必要なデータの収集や調査研究の実施に取り組んでいくことが求められている。その際、環境影響評価に際して集められた情報を活用するとともに、埋立て等の直接的な要因だけでなく流砂系も含めた地形改変の影響、生態系変化のメカニズム、地球温暖化による影響も把握していく必要がある。

なお、大阪湾については、瀬戸内海において特異な海域であり、特有の問題が生じていることから、これを区別して対応を検討する必要がある。

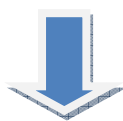
1. 2 水質保全等に関する目標に対する評価

目標①

瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

○論点

- ▶ 様々な施策が展開されてきているが、それにもかかわらず生態系の劣化が進んでいるとの指摘がある。
- ▶ 特に水質汚濁が著しい大阪湾等においては、成層化する夏期を中心として貧酸素水塊が発生するなど生物の生息状況にとって好ましくない状態が継続し、底生生物の大量斃死の原因となっているとの指摘がある。
- ▶ 大阪湾等における貧酸素水塊の問題は深刻であり、自治体に加えて国のフォローが必要との指摘や貧酸素水塊対策として海側の対策に加えて、流域レベルで考えることが必要との指摘がある。
- ▶ ~~各海域の環境変化を定量的に把握するためのデータが不十分であり、特に底質、底層DO、有用魚種以外の生物、干潟・藻場・浅場等の生物の生息にとって重要な場に関するデータの充実が求められている。(1. 1 水質保全等に関する目標全般に対する評価へ移動)~~
- ▶ ~~各海域の特性に応じた健全な生態系の確保や利水障害の解消に向け、各海域の利用形態に応じた中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにし、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。(1. 1 水質保全等に関する目標全般に対する評価へ移動)~~
- ▶ 従来のように汚濁発生源として産業系と下水処理場だけを押しやるのでは不十分であり、ノンポイントソース（面原負荷）の影響をはっきりさせるべきとの指摘がある。
- ▶ 底層DOを指標に入れるべきということではほぼ意見は一致しており、守るべき生物種をきめ細かく考えた上で状態指標を設定していくことになるとの指摘がある。透明度についても同様。
- ▶ 状態指標としてはCODよりもTOCの方がよいのではないかとの指摘がある。一方でCODをTOCに単純に換算することは妥当でなく、他の環境基準項目も含めた全体の見直しの中で検討すべきとの指摘がある。



○目標に対する評価

水質総量規制等の取組により、瀬戸内海に流入する有機汚濁物質や栄養塩類は大きく減少しているが、環境基準については、窒素とりんはほぼ達成されているものの、COD は7割程度で頭打ちである。

特に水質汚濁が著しい大阪湾等においては、成層化する夏期を中心として貧酸素水塊が発生するなど生物の生息環境として好ましくない状態が継続し、底生生物の大量斃死の原因となるなど問題は深刻であるが、そのような状態を表す底層 DO 等の目標が設定されておらず、改善に向けての具体的なロードマップもない状況にある。

このため、水生生物の生息環境の保全の観点から、底層 DO 等の新たな指標を導入した上で、各海域の特徴や利用形態に応じた目標設定により目指すべき海域環境の将来像を明らかにし、モデルシミュレーションによる十分な検証を行いつつ、その実現に向けた具体的なロードマップを示すことが求められている。そのために、いわゆる閉鎖性海域対策の中長期ビジョンの検討が行われており、これを速やかに策定する必要がある。

各海域における中長期的な目標の実現に向けては、「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえて、水質総量規制や湾再生その他の施策について、適宜点検を加えつつ、より効率的で統合的な実施を図る必要がある。その際には、ノンポイントソース（面源負荷）の影響についても十分考慮する必要がある。また、特に大阪湾等における貧酸素水塊の問題は深刻であり、その対策には国の積極的な支援が必要である。

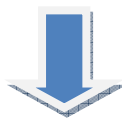
底層 DO 等の新たな指標の導入にあたっては、関連する既存の環境基準（生活環境項目）についても検討を加え、目指すべき海域環境の将来像と整合性を持った全体的な見直しを検討する必要がある。

目標②

瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

○論点

- 昭和 40 年代後半～50 年代始めにかけて年間 200～300 件程度発生していた赤潮については、それ以降減少しているものの、依然、年間 100 件程度発生している。
- 汚濁負荷量が削減され、水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在するほか、過去に比べ漁獲量が減少するなど、海域の生物生息環境に異変が起きているとの指摘がある。
- 生態系変化のメカニズムが分かっておらず、その解明のためには総合的な研究を今後行っていくべきとの指摘がある。
- ~~藻場、干潟等の保全・再生・創出、閉鎖性海域等の水質汚濁対策、持続的な資源管理等の統合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。~~（水質保全等に関する目標④へ移動）
- 最近、ノリの色落ちがかなり進んでおり、その対策を具体的な施策に入れて欲しいとの指摘がある。



○目標に対する評価

昭和 40 年代後半から 50 年代始めにかけて年間 200 件から 300 件程度発生していた赤潮については、それ以降減少したものの、依然、年間 100 件程度発生しており、汚濁負荷量が削減され水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在する。

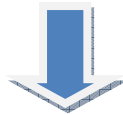
また、過去に比べ漁獲量が減少するなど、海域の生物生息環境に異変が起きているとの指摘や大阪湾以外の瀬戸内海において海苔の色落ちが発生しているとの指摘があるが、生物生息環境の変化や赤潮発生メカニズムが十分に分かっていないことから、その解明に向けた総合的な調査研究を進めるとともに、特に窒素、りん的环境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。

目標③

水銀、PCB 等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

○論点

- 環境基準を超えるダイオキシンに含まれる底質の存在が確認され、除去作業が進められている。
- 有害物質について、各湾・灘の底質は10年前と比較して悪化している海域は見受けられず、全ての海域で改善の傾向にある。



○目標に対する評価

人の健康に有害と定められた物質に関しては、ダイオキシン類について、環境基準の設定や河川底質の汚泥の除去が進められるとともに、特定の化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量の把握、届出を定める化学物質排出把握管理促進法が施行された。また、有機物等に関しては、下水道等の整備の促進が図られている。

以上のような取組の結果、底質について、10年前と比較して悪化している海域は見受けられず、全ての海域で改善の傾向にあり、一定の成果を上げていると評価される。

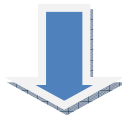
目標④

特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

○論点

- ▶ 干潟面積の減少、海砂利の採取、埋立てについて、近年は一定程度抑制されている。
- ▶ 外から見えないところがひどい状態で、深堀部分や水の流れ、藻場の回復等をしないと海の中は良くならない。これらに焦点を当てて取り組むべき。
- ▶ 藻場面積についての調査は平成6年～7年以降実施されていない。
- ▶ 干潟・藻場面積の継続的な把握、海砂利採取の状況を注視していくとともに、埋立てについて瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮していくことが必要である。
- ▶ 海砂利採取及び埋立てについては環境保全に対する配慮というより厳しい規制が必要とすべきとの指摘がある。
- ▶ 藻場、干潟等の保全・再生・創出、閉鎖性海域等の水質汚濁対策、持続的な資源管理等の統合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。(水質保全等に関する目標②から移動)
- ▶ 干潟については面積だけではなく、そこに棲む生物の変遷も把握すべきとの指摘がある。
- ▶ 総合性があり、市民に分かりやすい指標として、生物そのものを指標とすることも考えてよいのではないかと指摘がある。
- ▶ 生物の多様性の確保という視点はあるが、どう評価するかが明確になっていない。それぞれの海域でみれば生物の多様性を指標にし、指標種の考え方を導入することは可能との指摘がある。
- ▶ 環境の荒れたところが外来種の生息場になって、在来種への侵入のきっかけとなっている。外来種と在来種の比率はいかにその環境が荒れているかという視点で見るとも可能との指摘がある。
- ▶ 貧酸素の影響を考えると、1年を通して生物が生き残れる環境かどうか、つまり多年生

の生物が生き残れる環境かどうか指標として使えるのではないかと指摘がある。



○目標に対する評価

藻場や干潟等の浅海域は、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習等の場として重要な役割を果たしているが、これまでの大幅な地形改変により大きな影響を受けており、十分な回復には至っていない。近年、干潟面積の減少、海砂利の採取、埋立ては一定程度抑制されているものの、引き続き海砂利採取の状況を注視していくとともに、埋立てについて瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮していく必要がある。特に、埋立てについては、より厳しい規制が必要との指摘もあり、基本方針を厳格に運用していく必要がある。

また、失われた藻場・干潟等の再生の取組は進められているものの、過去と比較して、まだ十分な再生がなされているとは言えず、海砂利採取の跡地等環境の荒れた場も依然として残されている。このような陸から見えない所については良好な状態とは言えないことから、こういった場所に焦点を当てて、更なる取組を講じていく必要がある。

藻場・干潟といった浅海域は、海の生態系にとって極めて重要であり、単にこれらの場を保全、再生、創出するというだけでなく、そこに棲む生物について十分に把握し、施策の効果を評価することが重要である。その際、外来種と在来種の比率や、生物の変遷、多年性の生物の生息といった指標についても考慮していく必要がある。

一方で、これらの場についての実態や水質浄化、生物多様性に果たす機能の把握は十分なされておらず、藻場・干潟の定期的な実態調査に加え、浅海域の多面的な機能について、十分な調査研究が必要である。

また、これらの場の保全・再生・創出にあたっては、水質汚濁対策や持続的な資源管理等の取組を統合的に推進することが重要であり、各々の地域の特性に応じた多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。

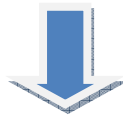
なお、今後、取組を進めるにあたっては、地球温暖化による生態系への影響が見受けられることや、汚濁により荒れた環境に外来種の生息空間が生じていることも考慮する必要がある。

目標⑤

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

○論点

- 環境省の水浴場調査によれば、調査対象となった瀬戸内海における水浴場は全て水浴場として適当な水質を維持しており、引き続き利用に好適な状態で保全されるよう、各種制度の適切な運用を図っていく。



○目標に対する評価

瀬戸内海における海水浴場については、効率的な侵食対策による「渚の創成」や自然海浜保全地区の適正な運用により保全され、既存の海水浴場は全て水浴場として適当な水質を維持している。今後も利用に好適な状態で保全されるよう、各種制度の適切な運用を図っていくとともに、より多くの自然とのふれあいの機会を提供できるような場の整備を積極的に図る必要がある。

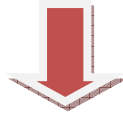
2. 自然景観の保全に関する目標に対する評価

目標①

瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

○論点

- 昭和9年3月に雲仙や霧島とともにわが国最初の国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の適切な保全に向け、その後、数回の再検討、追加指定がなされている。
- 現行制度の適切な運用により、今後とも、瀬戸内海国立公園の最大の特徴である内海多島海景観の適正な保存を図っていく。



○目標に対する評価

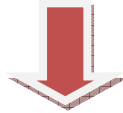
昭和9年3月に我が国最初の国立公園の1つとして指定された瀬戸内海国立公園については、公園区域及び公園計画の見直しが行われ、瀬戸内海の自然景観の核心的な地域の適切な保全がなされている。今後も、現行制度の適切な運用や景観法に基づく施策により、瀬戸内海国立公園の最大の特徴である内海多島海景観の適正な保存を図っていく必要がある。

目標②

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

○論点

- 瀬戸内海の海岸部における緑の確保に向けた制度の整備が進んでおり、その適切な運用により緑の維持・創出を図っていく。
- 埋立地への進出事業者による緑化の取組が不十分との指摘がある。
- 人口減少に起因する島の荒廃が、瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっているとの指摘がある。



○目標に対する評価

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における緑の確保に向け、森林・林業基本計画の策定や森林法に基づく保安林制度及び林地開発許可制度、都市計画法に基づく風致地区、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の制度が整備されており、今後とも、その適切な運用により緑の維持・創出を図っていく必要がある。

また、都市公園の整備や港湾空間の緑化が進められている一方で、臨海部への進出事業者による緑化の取組が不十分との指摘があり、更なる緑の創出を促す必要がある。

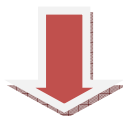
人口減少に起因する島の荒廃が、瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっていると指摘があり、前述の「里海」の創生に向けた取組も活用しつつ、緑を含めた島しょ部の景観の保全を図る必要がある。

目標③

瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

○論点

- 自然海岸による優れた景観を保全するためのガイドラインや制度の整備が進んでいる。
- 「自然海浜保全地区」における工作物の新築等に関する届出制等の現行制度の適切な運用により自然海岸の適正な保全・再生を図っていく必要がある。
- 埋立てにより失われた自然の再生努力が不十分であるとの指摘がある。
- 未利用のまま荒れた埋立地も存在しているとの指摘がある。
- また未利用の埋立地にも、様々な生物が棲むようになっており、そういったことも踏まえた現場に即した自然再生を考えるべきとの指摘がある。



○目標に対する評価

瀬戸内海における自然海岸については、その優れた景観を保全するためのガイドラインや河川、港湾等に堆積した土砂の活用により浸食海岸の復元を図る「渚の創成」等の制度の整備が進んでいる。また、自然と共生する社会を目指し地域住民等の参画を得た自然再生が実施されるとともに干潟や藻場等の浅場の修復を目指す瀬戸内海環境修復計画が策定されている。これら新たな制度の他、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区制度や埋立て等についての特別な配慮といった措置により自然海岸の適正な保全、再生を引き続き図っていく必要がある。

なお、埋立てにより失われた自然の再生が講じられているが、努力が不十分であるとの指摘があり、更なる取組を促す必要がある。

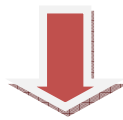
また、未利用のまま荒れた埋立地が一部にあり、一方で、それが様々な生物の生息の場になっているとの指摘もあり、本来の土地利用の目的に支障を及ぼさない範囲で、景観への影響や生物の保全に配慮しつつ、これらの自然の再生を検討する必要がある。

目標④

海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

○論点

- 回収したごみの受け皿が不十分との指摘がある。
- 放棄された施設、立ち枯れた木等により景観が損なわれている現状があるとの指摘がある。
- 海域及び海浜のごみ等については、住民参加による清掃美化活動や対策事業により撤去・回収されているが、抜本的な解決策となっていない。今後は、その発生抑制及び適正処理に向けた具体的な対策の検討が必要である。



○目標に対する評価

海ごみについては、河川アドプトプログラム等の住民参加による清掃美化活動や漁場漂流物対策事業による撤去・回収が進められているが、景観の悪化や漁業被害等の問題の解決には至っておらず、回収した海ごみの受け皿も不十分な状況にある。そのため、瀬戸内海海ごみ対策検討会が設立され、関係機関が共同して対策を検討する取組が行われているが、引き続き、海ごみの発生抑制及び適正処理に向けた抜本的な対策の確立に向けた検討が必要である。

油等による汚染の防止に向けては、油等流出事故対策や大規模石油災害対応体制の整備が図られている。また、海ごみや油等の集まる位置を、海洋短波レーダーにより観測される流況の活用により予測する技術の開発が進められており、このような取組により対策の充実を図る必要がある。

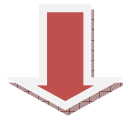
また、放棄された施設、立ち枯れた木等により景観が損なわれている現状があるとの指摘があり、その改善に向けた対策を検討する必要がある。

目標⑤

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

○論点

- 文化財の保全に向けた新たな制度の整備が進んでおり、その適切な運用により、瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全を図っていく。



○目標に対する評価

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財については、伝統的建造物群保存地区制度の活用や文化財保護法の改正等による保全に向けた制度が整備されており、今後とも、その適切な運用による保全を図っていく必要がある。

3. 基本計画に掲げる目標全般に係る施策の評価

全般的事項

○論点

(健全な水循環機能の維持・回復)

- 雨水の海への流入について、ダムが水循環にとってどのような影響を与えているのかをチェックする必要があるとの指摘がある。
- 水循環に関して、下水処理水の利用以上に、雨水タンクの設置や小池を作るなどの雨水利用をもっと普及させる必要があるとの指摘がある。

(環境教育・環境学習の推進)

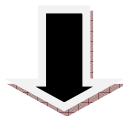
- 自然を守り伝えていくことと子供の学校教育は非常に関連があると思うが、学校教育の中でどの程度実施されているか、また文部科学省と協力して進めるべきではないかとの指摘がある。
- 環境教育は総合学習に良いテーマであるが、今後も十分に伸ばしていけるように文部科学省にも働きかけて欲しいとの指摘がある。
- NPOなし環境問題は解決できないが、大学の環境教育においてNPOに関する講義がほとんどない。NPOのキーパーソンを排出できるような取組が必要との指摘がある。
- 近くに海がない子供が海に出会える機会とその際に海を熱く語れる人が必要。特に海の生き物をよく知っている人が少なくなっており、大切に育てていくことが必要。また、海の現場に強い優秀な人が働く場所がなく、そういった人の力を生かせる場所が必要との指摘がある。
- 下水処理場の見学を通じて、出した汚水がどう処理され湾に入ってどうなるかを、東京湾ではNPOの環境教育の一環として多く実施されるようになっており、瀬戸内海でもぜひ実施されるよう取り組むべきとの指摘がある。
- 想定していた以上にNPO等の活動の分野が広がっており、環境省の地方事務所も新たな役割を担っている。この点は今回考えるべき重要な項目であるとの指摘がある。
- 海岸での自然学習の指導員の育成、派遣もNPOが引き受けているのが実情。このような人材をストックして必要な時に提供できる仕組みが重要との指摘がある。
- NPOや市民活動と学校教育の総合学習の時間との連携は将来大きな可能性を持っているとの指摘がある。
- 地域にすべからくある小学校等が環境教育につながることを望ましい。例えば、沿岸の小学校が同じ時期に同じスキームで生物観測を継続的に実施すれば立派なデータベ

ースになる可能性もあり、長期的に取り組むべき課題との指摘がある。

- 総合学習は非常に有用であるが、水に関しては水辺環境にとどまっており、テーマが海まで広がっていない。地球環境という観点から海を取り上げていく必要があるとの指摘がある。

(情報提供、広報の充実)

- せとうちネットに関して、「瀬戸内海的环境情報」に生き物情報が入っていないので、これを載せて欲しいとの指摘がある。
- 本来、自然に強い関心を持っている俳人や歌人に対しても積極的な情報発信が必要であるとの指摘がある。
- 国や府県の方針や考え方に、出先機関や市町村がついていけておらず、市民との間にギャップが生じている。いかに現場に浸透させていくかが課題との指摘がある。



(健全な水循環機能の維持・回復)

健全な水循環機能の維持・回復に関しては、関係省庁が連携して取り組んでおり、森林の保全、農地の適正利用、多自然型の川づくり、地下水の涵養、下水処理水の再利用等の様々な施策が実施されている。これらの施策は流域の水循環全体を考慮して行われることが重要であり、「沿岸域の総合的管理」の概念も十分踏まえつつ、今後とも着実に取組を進めていく必要がある。

また、雨水利用の促進により重点を置く必要があるとの指摘、ダムの水循環に及ぼす影響を確認する必要があるとの指摘があり、これらの点にも留意する必要がある。

(環境教育・環境学習の推進)

様々な主体による多様な取組が実施されてきているが、一方で、海と人との関わりが希薄になっており、海の環境に対する関心が低下する中、環境教育・環境学習の果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

環境教育については、学校教育の果たす役割が大きく、総合学習のテーマとして今後も充実を図る必要がある。また、学校教育の総合学習とNPO等の市民活動との連携を図っていく必要がある。NPO等については、その活動の分野が大きく広がってきており、それに対応し国の地方事務所も新たな役割を担うようになってきている。NPO等の広範な活動に対応し、これを上手く支えるような行政としての役割をさらに強化していく必要がある。

子供に対する環境教育については、子供が海に出会える機会を積極的に確保することに加え、海の生き物等の現場に詳しい人が少なくなっていることから、自然学習の指導員を育成するとともに、人材をストックし、必要な時に提供できるような仕組みが必要である。

また、例えば、地域の小学校全体で同じスキームの生物観測を継続的に実施することにより貴重なデータベースを構築出来る可能性があり、環境教育・環境学習の一環としてこのような地域全体が連携した取組も検討する必要がある。

なお、学校教育の総合学習は、非常に有用ではあるが、海は水辺環境としての取り扱いに留まっていることから、今後は地球環境というより大きな観点からも海を取り上げていく必要がある。

（情報提供、広報の充実）

瀬戸内海に関する環境情報、学術研究・調査のデータベースとして「せとうちネット」が整備されており、また、既存の調査、研究、報告についての「瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース」が整備されており、情報提供システムとして運用されている。「せとうちネット」については、環境情報として生物情報を追加するなどの充実を図る必要がある。

また、自然科学の分野だけではなく、自然に強い関心を持っている俳人や歌人といった分野の人々に対しても積極的な情報発信を図る必要がある。

さらに、国や府県の打ち出した施策について、現場が対応できず市民との間にギャップが生じることのないよう、上手く情報を現場に浸透させていく方策についても検討する必要がある。